

別表（第3条関係）補助事業者、補助対象経費及び補助率等

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	事業内容	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助金 上限額
次世代園芸用農地基盤整備基本計画作成事業	市町村又は民間企業	市町村又はコンサル、建設業等の民間企業が、次世代型ハウス等の整備が可能な園芸用農地を作り出すために必要な地積測量や現況基礎調査、基盤整備実施設計書作成等、「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」を作成する事業	<p>下記の①又は②を満たした「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」(「計画平面図(縮尺500分の1以上の精度で次世代型ハウス等の配置含む)」、「整備事業費積算資料(整地費、用排水施設費等)」、「土地調書(現況用地測量図、権利関係等)」等)を作成し、実績報告書提出時に添えること。</p> <p>① おおむね50a以上の次世代型ハウス等が建設可能な用地を生み出し、かつ地権者(注1)から15年以上の利用権設定、ハウス設置、基盤整備による形状変更等の同意を得ること。</p> <p>② おおむね2ha以上の露地栽培のための用地を生み出し、かつ地権者から5年以上の利用権設定、基盤整備による形状変更等の同意を得ること。</p>	地積測量、現況基礎調査、権利関係の調整に要する租税公課、先進地調査費、実施設計作成費、委託費、その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	用地面積1ha当たり150万円を上限とする。
ハウス等移設・撤去事業	市町村	市町村が、次世代型ハウス等の整備が可能な園芸用農地を作り出すために必要なハウス等の移設及び撤去に係る経費を支援する事業	<p>下記の内容を満たしていること。</p> <p>① 1ha以上の次世代園芸用農地の計画に係るハウス等の移設、撤去であること。</p> <p>② 地権者から中間管理機構等(注2)を介した15年以上の利用権設定、ハウス設置、基盤整備による形状変更等の同意が得られていること。</p> <p>③ 「農業クラスタープラン」又は「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」が作成されており、次世代園芸用農地の計画平面図(縮尺500分の1以上の精度で次世代型ハウス等の配置含む)があること。</p> <p>※ただし、他の事業区分と併用する場合は、①を満たしていること。さらに、他の事業区分を実施することで②並びに③の要件を満たした後に実施するものとする。</p>	ハウス等の移設及び撤去に係る経費	県：2分の1以内 ※ただし、市町村は補助金額以上を負担するものとする。	10a当たり450万円を上限とする。

<p>次世代園芸用農地確保事業</p>	<p>市町村 (用地の地権者若しくは地権者等で構成する任意組織又は耕作者)</p>	<p>園芸用農地を確保し、長期にわたり持続するため、地権者又は耕作者の協力に対して支援する事業</p>	<p>下記の内容を満たしていること。 ①対象用地は、市町村が次世代園芸用農地候補地として指定した地区指定用地であり、知事の承認を得ていること。 ②用地は20年以上の長期にわたり提供されること。 ③対象地区について、「農業クラスタープラン」又は「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」が作成されていること。 ④県の小規模園芸農地集積支援事業の対象農地ではないこと。 ⑤国の機構集積協力金交付事業のうち、経営転換協力金交付事業の対象農地ではないこと。</p> <p>※ただし、国営ほ場整備地区は対象外とする。</p>	<p>(1)地権者集積協力金 対象地区の地権者で、賃貸借又は売買により、20年以上用地を提供する者に対し交付する補助金</p> <p>(2)耕作者集積協力金 対象地区の耕作者で、下記の内容を満たしている者に対し交付する補助金 ①一人で合計1ha以上の用地を合意解約等により提供できること。(ただし、各筆ごとに本事業区分を利用できるものとする。) ②地権者又は中間管理機構等と賃貸借契約等を締結していること。 ③対象用地で1年以上の耕作実績があること。 ④対象用地の地権者と同一の世帯に属する者又は二親等内の親族ではないこと。</p> <p>※地区指定(変更)計画書に記載された地権者又は耕作者を補助対象者とし、利用権設定等を行う予定年度に申請を行うものとする。</p>	<p>(1)地権者集積協力金 市町村補助額の2分の1以内 ①賃貸借 20年以上：10万円以内/10a 30年以上：15万円以内/10a ②売買 15万円以内/10a</p> <p>(2)耕作者集積協力金 市町村補助額の2分の1以内</p>	<p>(1)地権者集積協力金 地権者一人当たり150万円を上限とする。</p> <p>(2)耕作者集積協力金 10a当たり10万円を上限とする。</p>
---------------------	---	---	---	--	---	--

※事業区分の各事業は、併用を可能とする。

※算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(注1) 地権者：土地の所有者

(注2) 中間管理機構等：農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体